

公 募 公 告

下記のとおり公告に付します。

令和4年12月26日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
永山 貴大

記

1. 公募に付する事項

本業務は、「既設中央装置追加ライセンス 外4点」について、下記「2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項」の要件を満たし、契約予定者以外に本業務の実施を希望する者を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる申込者が1者以上あれば競争入札を行うものとし、当該申込者がなければ随意契約を行うことを予定している。

2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」又は「物品の販売」のA、B又はCの等級に格付けされている者であること。

(4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業者等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 公募手続等の問合せ先及び参加意思確認書の提出期限等

(1) 担当部局

東京都千代田区霞が関2-1-2

中央合同庁舎2号館内 警察庁長官官房通信基盤課施設第二係

電話番号 03-3581-0141（代表）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和5年1月6日（金） 17時00分

上記（1）に同じ。郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

(3) 公募参加者は、警察庁担当者が求める説明及び文書の提出に、速やかに対応すること。

4. 参加意思確認書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加意思確認書等は無効とする。

5. その他

(1) 手続において使用する言語

日本語に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3（1）に同じ

(3) 資格等に関する書類は返還しない。

参加意思確認書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所

会 社 名

代表者名

「既設中央装置追加ライセンス 外4点」の事項に係る参加意思確認資料について、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること、警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと及び警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと並びに添付書類等の内容については事実と相違いないことを誓約します。

記

- ・令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）

映像伝送装置増設用品仕様書

警察庁長官官房教養厚生課
令和4年11月18日制定

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、警察庁本庁、警察大学校、科学警察研究所、皇宮警察本部、各管区警察局、各管区警察学校、各都道府県警察本部及び各都道府県警察教養施設において、警察庁が別途準備するネットワーク回線を利用し、一対一及び多地点間において、双方向で映像及び音声を用いてテレビ会議を行うことができる警察庁映像伝送装置を構築するために、必要となる機器等の調達及び既設映像伝送装置の改修・設定変更作業に適用する。

1. 2 用語の意味

1. 2. 1 管区警察学校

警察法（昭和29年法律第162号）第32条に基づき管区警察局に附置される警察庁の地方機関をいう。

1. 2. 2 警察教養施設

警察教養細則（平成13年警察庁訓令第4号）に規定する警察学校の本館、教場等の施設をいう。

1. 2. 3 既設映像伝送装置

「映像伝送装置仕様書」（令和2年7月人事課制定）（以下「映像伝送装置仕様書」という。）により、一対一及び多地点間において、双方向で映像及び音声を用いてテレビ会議等を行うためのシステムとして、警察庁が整備したシステムをいう。

1. 2. 4 既設装置

映像伝送装置仕様書により整備した映像伝送装置本体をいう。

1. 2. 5 既設中央装置

映像伝送装置仕様書により整備した中央サーバをいう。

1. 2. 6 既設設定PC

映像伝送装置仕様書により整備した設定用パソコンをいう。

1. 3 ネットワーク接続概要及び機器構成

別紙1のとおり。

1. 4 調達物品・数量等

1. 4. 1 調達する物品は、別紙2-1「品名及び数量」及び別紙2-2「数量表」とおりとし、納入時新品であること。

1. 4. 2 調達物品等に同梱されていないマニュアル、技術資料がある場合は、あわ

せて提供すること。

2 製品に関する要求

2.1 機器構造、性能等 別紙3のとおり。

2.2 機能

本仕様書により調達する映像伝送装置の各種機能については、既設映像伝送装置の操作性を踏襲するほか、既設映像伝送装置との互換性が担保されたものであること。

2.2.1 一対一会議機能

2拠点の映像伝送装置本体間（本仕様書により調達する映像伝送装置間のほか、既設装置を含めた映像伝送装置本体間。）において、一対一接続によるテレビ会議ができること。

2.2.2 多地点会議機能

(1) 3拠点以上の映像伝送装置本体間（2.2.1に定義する映像伝送装置本体間に同じ。）において、既設中央装置を用いた多地点接続（最大129拠点）によるテレビ会議ができること。

(2) 同時に10以上のテレビ会議を並行して開催できること。

(3) 既設中央装置に障害が発生した場合、次のとおり運用を継続できること。

- ・ 現用系が障害となった場合は非常系に切り替えて運用を継続できること。

- ・ 既設中央装置は、原則として、24時間365日連続での運用が可能であり、定期的に再起動が必要な場合は、その間片系で運用を継続できること。

(4) 画面（モニター画面及びプロジェクター投影画面）表示機能

- ・ 多地点会議開催時、各会議参加拠点の画面に各拠点名称が漢字で表示されること。また、HD画質とすること。

- ・ 1から最大16以上まで画面分割できること。また、映っていない会議参加拠点がある場合、当該拠点から発言をした際には自動的に画面が切り替わり、発言した拠点が映るよう設定できること。

- ・ 分割画面のレイアウトを変更できること。また、親拠点と子拠点で異なる画面レイアウトで表示されるよう設定できること。

(5) 別途、官側で準備するPCをHDMIケーブル等で接続することにより、PC内の資料を各会議参加拠点の画面に映すことができること。

(6) (5)の場合、資料と各拠点からのカメラ映像が、モニター画面又はプロジェクター投影画面のいずれか一方に同時に表示されるよう設定できること。また、資料と各拠点からのカメラ映像を、モニター画面とプロジェクター投影画面のいずれか一方の画面にそれぞれ表示することも可能とすること。

(7) 他の会議参加拠点のカメラを、別紙3の2に記載のとおり、遠隔で操作できること。

- (8) 上記(1)～(7)の設定の詳細については、映像伝送装置本体又はリモコン等本体付属品により変更可能であること。

なお、誰でも簡単に操作できるよう、リモコンのボタン表記が日本語であること。

2.2.3 利用制限機能

- (1) 多地点会議開催時、あらかじめ会議参加拠点を設定することにより、会議参加拠点以外の拠点から参加・視聴できないよう設定できること。また、会議開催拠点の既設設定PCにおいて、参加拠点の追加ができること。
- (2) 録画機能がある場合は、録画不可の設定ができること。
- (3) 上記(1)及び(2)の設定の詳細については、会議ごとに会議開催拠点において、既設設定PCにより一元的に管理できること。

2.2.4 テレビ会議予約機能

- (1) 既設設定PCを用いて、テレビ会議の利用予約ができること。
- (2) 予約時刻になり次第、テレビ会議の参加者が映像伝送装置本体の電源を入れさえすれば多地点会議を開始できる状態になること。
- (3) 会議参加拠点の追加・削除については、会議開催拠点において、既設設定PCにより行えること。
- (4) 予約会議開始時間の設定については、任意に設定できること。

2.2.5 死活監視

本仕様書により調達する映像伝送装置及び既設映像伝送装置において、装置異常、接続異常等の障害があった場合は、既設中央装置に警報内容の表示、ランプ表示及びブザー音鳴動を行い、警報停止ボタンを押下することでブザー音を停止できること。

2.2.6 セキュリティ機能

既設中央装置及び既設設定PCは、主体認証機能、権限分割（管理者、一般利用者）、外部記録媒体制限機能、証跡取得・管理機能、ウイルス対策ソフト（定義ファイルの更新を含む。）を継続して運用し、既設中央装置から本仕様書により調達する映像伝送装置及び既設映像伝送装置を一元管理できること。

なお、詳細は、別紙4のとおりとする。

2. 3 既設映像伝送装置に対する設定変更等

- 2.3.1 本仕様書により調達する映像伝送装置と既設映像伝送装置とが連携した上で、2. 2項の各種機能が動作するよう、既設映像伝送装置に対する設定変更、改修等必要な作業を行うこと。

- 2.3.2 2.3.1については、別途指定する期日までに行うこと。

2. 4 カメラ・マイク連動装置

2.4.1 機能

- (1) 会議マイクのトークボタンを押した際に、リモートカメラが発言者を自動で追尾できること。

- (2) 追尾機能についてON/OFFの切替ができること。
- (3) 既設装置のカメラと新規追加する発言者を自動追尾するリモートカメラの2つのカメラの映像の切替動作を制御できること。
- (4) 割り込み機能（発言者が発言中に別の発言者が割り込んだ際に別の発言者を追尾する機能）のON/OFFの切替ができること。
- (5) 本仕様書により調達する映像伝送装置及び既設映像伝送装置と連動した装置であること。
- (6) 可搬型であること。

3 機器の設定及び試験

本仕様書により調達する機器を含めた警察庁映像伝送装置の運用に必要な全ての設定を行い、上記2項の機能に係る試験を物品納入前までに行うこと。また、試験終了後、物品納入前までに各拠点に合わせた設定に変更し、本仕様書により調達する映像伝送装置の納入拠点における動作確認は、現地において行うこと。

なお、疑似環境の機器等を契約業者が準備の上で実施し、試験中に発生した不具合は速やかに解消し、試験の詳細は事前に承認を得ること。

4 前提条件

4. 1 各納入場所における物品の搬入期限
別途指定する期日

4. 2 納入場所

別紙2-2のとおりとするが、納入場所の変更等に際し、必要により警察庁から別途指示することから、納入前に納入先の確認を書面にて行い、警察庁の承認を得ること。

4. 3 説明書

機器及びカメラ・マイク連動装置の引渡しに当たっては、機器添付の取扱説明書のほかに、専門的な知識を有しない職員が容易に操作方法が理解可能な操作概要説明書を警察庁の承認を得た上で、それぞれ書面で2部添付すること。また、納入先の現地担当職員に対して、本説明書を使用して機器の操作説明等を十分に行うこと。なお、本説明書には、映像伝送装置本体を当初の設置場所とは別の会議室等に移動させて使用する場合の設定方法等についても記載すること。

4. 4 全国試験対応

別途指定する期日までに動作確認試験を実施するので対応を行うこと。ただし、対応場所は既設中央装置の設置場所とし、カメラ・マイク連動装置の動作確認は別途警察庁が指定する。

4. 5 その他

必要に応じて打合せを行い、進捗状況、問題事項と対処策、作業予定等を報告・協議すること。

5 応札者の条件

5. 1 本装置に係るアフターサービス、修理、部品提供等を納入後1年間にわたり速やかに行い得る体制（有資格技術者の確保等）及び連絡窓口を有すること。
5. 2 本仕様書に基づく作業を行う場合には、ISO9000等の公的機関による認証あるいはこれと同等の品質管理制度を有している組織又は部門が担当すること。
5. 3 障害発生時の迅速な復旧等のため、保守の窓口を一本化し、ハードウェアに精通した保守要員により、総合的な保守体制が担保できること。

6 納入条件

6. 1 契約業者は、納入日程について警察庁担当者の承認を得ること。
6. 2 本仕様書で明記されていない事項で必要と認められる作業及び納入した機器等に問題が生じた場合には、警察庁担当者と協議の上、契約業者の責任において解決すること。
6. 3 本仕様書で調達する機器のうち、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づく、環境物品等の調達の推進に関する基本方針の最新の基準に記載されている品目の機器及びこの品目を含む機器は、当該基準を満たしていること。
6. 4 本機器で使用する暗号アルゴリズムは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」（平成25年3月1日総務省・経済産業省）のうち、電子政府推奨暗号リストに掲げられたアルゴリズムを選定すること。
6. 5 サプライチェーン・リスク対応
 - 6.5.1 本仕様書で調達するソフトウェア及びハードウェアの候補となる機器等についてはあらかじめ警察庁に機器等リストを提出し、警察庁がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと判断した場合には、警察庁と迅速かつ密接に連携し、代替品選定等を行うこと。
 - 6.5.2 本仕様書で調達する役務（再委託先を含む。）については、あらかじめ警察庁に候補となる役務リストを提出し、警察庁がサプライチェーン・リスクに係る懸念が払しょくされない部分があると判断した場合には、警察庁と迅速かつ密接に連携し、候補となる役務リストを再提出すること。
 - 6.5.3 本仕様書で調達するソフトウェア及びハードウェア並びに役務について、不正な変更（製造工程、流過程で不正プログラムを含む予期しない又は好ましくない特性を組み込むことをいう。）が疑われると警察庁が判断した場合は、契約業者において調査及び必要な措置を講じること。
6. 6 本契約の履行に際し、情報セキュリティが損なわれた場合には、速やかに警察庁に報告するとともに、速やかに所要の措置を執ること。

7 提出資料

契約業者は、下記の書類を提出すること。提出書類は原則としてA4判縦、横書き、日本語とするが、必要に応じて他の形式でも構わないものとする。

なお、この場合は警察庁担当者の承認を得ること。なお、提出部数については、現

地担当職員に対しては、その機関に関する部分のみを書面で1部提出し、警察庁担当者に対しては、全国分全てを含めた印刷可能な電子データ一式及び書面1部を提出し、専門用語について必ず説明を付すこと。

7. 1 担当者名簿

契約後速やかに提出し、承認を得ること。

7. 2 作業工程表

契約後速やかに提出し、承認を得ること。

7. 3 保守及びサービスの体制

契約後速やかに提出し、承認を得ること。

7. 4 機密保持体制

本調達における機密の保持体制、方法、文書管理方法等を示す資料を契約後速やかに提出し、承認を得ること。

7. 5 作業員名簿

機器の操作説明等、機器の設置及び全国試験対応を行うそれぞれ10日前までに提出し、承認を得ること。

7. 6 操作概要説明書

4. 1項に示す納入期限の14日前までに提出し、承認を得ること。

8 履行期限

別途指定する期日

9 指示事項

本仕様書の各項目及び詳細について不明な点がある場合は、警察庁及び現地担当職員と打合せの上、その指示に従うこと。

10 担保責任

整備後において明らかに設計等に起因する障害等の不都合が生じた場合は、受注者の責任において対応すること。

11 保証

11. 1 本調達における稼働保証については、契約業者が最終責任を負うこと。

11. 2 納入後1年間は無償保証とすること。

11. 3 納品する装置の技術的問題点等の情報は、速やかに警察庁に提供すること。

11. 4 保証に際してユーザー登録が必要な製品を採用した場合は、物品納入前までに、契約業者において登録作業を代行し完了すること。

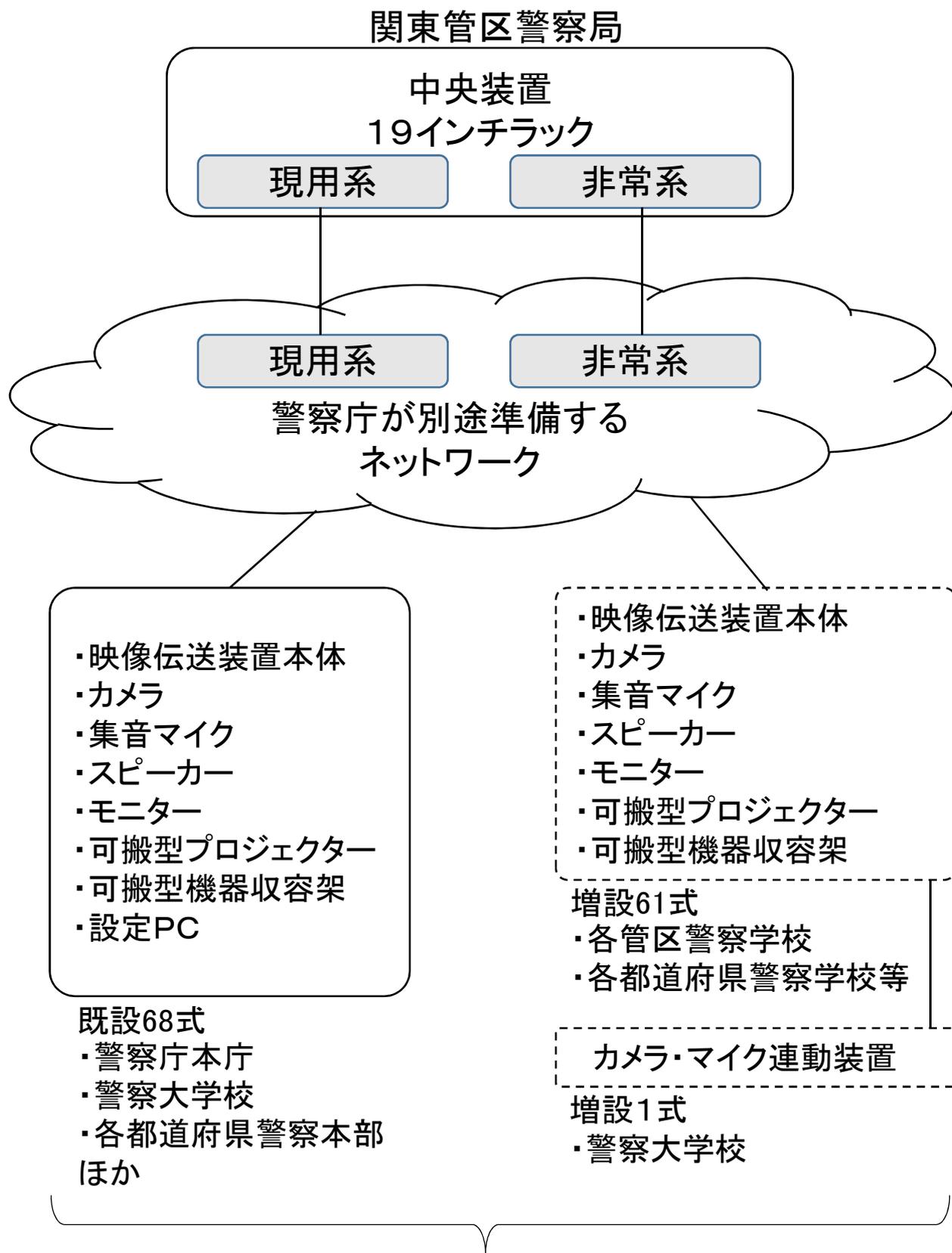
11. 5 ハードディスク等（以下「HDD」という。）を障害により交換する場合、不良となったHDDのデータは、警察職員立会いの下、契約業者の準備するデータ消去機能を有する装置又はツールで消去し、データ消去を確認後、HDDを搬出すること（この場合のデータ消去とは、NSA方式、NATO方式、DoD方式、Gutmann方式等に準じたパターンで上書きすることをいう。）。また、契約業者の準備するデー

データ消去機能を有する装置又はツールについては、事前に警察庁の承認を得ること。ただし、HDDのデータ消去が困難な場合には、警察職員立会いの下、契約業者においてHDDを再利用できない状態にし、搬出すること。

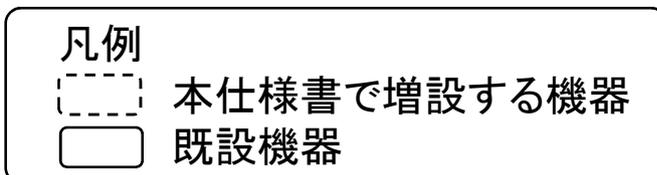
なお、データ消去等の処置に関する作業内容及び結果については、書面で提出すること。

12 機密保持

12. 1 契約業者は、本調達で知り得た情報について、担当者の承諾なしに第三者に開示又は漏洩しないこと。
12. 2 契約業者は、本調達で知り得た情報を他の目的で使用しないこと。



各拠点によって構成は異なる。



品名及び数量

品名	数量	単位
既設中央装置追加ライセンス	1	式
映像伝送装置 G		
映像伝送装置本体	2	台
カメラ	2	台
集音マイク	8	組
スピーカー	2	台
モニターA	2	台
可搬型プロジェクターA	2	台
可搬型機器収容架	2	台
映像伝送装置 H		
映像伝送装置本体	2	台
カメラ	2	台
集音マイク	2	組
スピーカー	2	台
モニターB	2	台
可搬型プロジェクターB	2	台
可搬型機器収容架	2	台
映像伝送装置 I		
映像伝送装置本体	1	台
カメラ	1	台
集音マイク	1	組
スピーカー	1	台
モニターB	1	台
可搬型プロジェクターB	1	台
可搬型機器収容架	1	台
カメラ・マイク連動装置		
会議マイクユニット	1	式
マイクコントロールユニット	1	式
コントロールキーパッド	1	式
映像切替器	1	式
リモートカメラ	1	式
収納ケース	1	式
接続ケーブル	1	式

数量表

拠点	既設中央装置 追加ライセンス	映像伝送装置G	映像伝送装置H	映像伝送装置I	カメラ・マイク連 動装置
警察大学校					1
北海道警察学校		1			
東北管区警察学校		1			
青森県警察学校				1	
岩手県警察学校				1	
宮城県警察学校				1	
秋田県警察学校				1	
山形県警察学校				1	
福島県警察学校				1	
警視庁警察学校			1		
関東管区警察局	1				
関東管区警察学校		1			
茨城県警察学校				1	
栃木県警察学校				1	
群馬県警察学校				1	
埼玉県警察学校				1	
千葉県警察学校				1	
神奈川県警察学校				1	
新潟県警察学校				1	
山梨県警察学校				1	
長野県警察学校				1	
静岡県警察学校				1	
中部管区警察学校		1			
富山県警察学校				1	
石川県警察学校				1	
福井県警察学校				1	
岐阜県警察学校				1	
愛知県警察学校				1	
三重県警察学校				1	
近畿管区警察学校		1			
滋賀県警察学校				1	
京都府警察学校				1	
大阪府警察学校				1	
兵庫県警察学校				1	
奈良県警察学校				1	
和歌山県警察学校				1	
中国四国管区警察学校		1			
鳥取県警察学校				1	
島根県警察学校				1	
岡山県警察学校				1	
広島県警察学校				1	
山口県警察学校				1	
徳島県警察学校				1	
香川県警察学校				1	
愛媛県警察学校				1	
高知県警察学校				1	
九州管区警察学校		1			
福岡県警察学校				1	
佐賀県警察学校				1	
長崎県警察学校				1	
熊本県警察学校				1	
大分県警察学校				1	
宮崎県警察学校				1	
鹿児島県警察学校				1	
沖縄県警察学校				1	
合計	1	7	1	45	1

機器構造、性能等

1 多地点接続機能を持つ機器

次のコーデックに対応していること。

- (1) 映像コーデック：H. 263、H. 263+、H. 264、VP8のいずれか
- (2) 音声コーデック：G. 711、G. 722、OPUSのいずれか

2 映像伝送装置本体・カメラ・集音マイク・スピーカー

詳細仕様は、以下を満たしていること。

項目	構造、性能等
本体	
通信規格（国際標準）	H. 323、SIP、TCP/IP (IPv4)、WebRTCのいずれか
ビデオ規格とプロトコル	H. 263、H. 263+、H. 264、VP8のいずれか
音声規格とプロトコル	G. 711、G. 722、OPUSのいずれか
入力映像信号	HDMI
出力映像信号	HDMI×2個(1,920×1,080p)
入力音声信号	集音マイク：任意のケーブルによる接続
出力音声信号	φ3.5mmステレオミニプラグ
通信速度	256kbps～2Mbps以上の範囲で設定できること。
カメラ	フルHD対応（200万画素以上） 他の会議参加拠点から映像伝送装置本体又はリモコン等本体付属品により遠隔で操作し、パン・チルト・光学ズームを行えること。又は、他の会議参加拠点からテレビ会議装置本体又はリモコン等本体付属品により遠隔で操作し、映る範囲の変更や拡大ができること。 光学又はデジタルズームが3倍以上可能であること。 視野角度が65度以上であること。
集音マイク	360度の指向性がある集音マイクであること。 テーブルに設置できること。 有線マイクとすること。 エコーキャンセラー、オートゲインコントロール、ノイズ低減機能があること。ただし、本体の機能で代替しても良いこととする。 集音マイク本体にミュートボタンを有すること。 集音マイクが2台以上拡張できること。
スピーカー	出力：15W+15W以上 ボリュームの調整ができること。

3 モニター

- (1) モニターA

詳細仕様は、以下を満たしていること。

項目	構造、性能等
画面サイズ	65型以上

表示方式	液晶方式であること。
アスペクト比	16：9に準じたワイド型
解像度	1080p（1,920×1,080）以上
入力信号	HDMI
寸法（幅×高さ×奥行mm）	1600×1000×200以内

(2) モニターB

詳細仕様は、以下を満たしていること。

項目	構造、性能等
画面サイズ	40型以上
表示方式	液晶方式であること。
アスペクト比	16：9に準じたワイド型
解像度	1080p（1,920×1,080）以上
入力信号	HDMI
寸法（幅×高さ×奥行mm）	1100×660×100以内

4 可搬型プロジェクター

詳細仕様は、以下を満たしていること。

(1) 可搬型プロジェクターA

項目	構造、性能等
表示方式	液晶方式であること。
画素数	1,920×1,200ドット
入力信号	HDMI
明るさ	5,000lm以上

(2) 可搬型プロジェクターB

項目	構造、性能等
表示方式	液晶方式であること。
画素数	1,920×1,200ドット
入力信号	HDMI
明るさ	3,800lm以上

5 可搬型機器収容架

(1) 映像伝送装置本体、カメラ、モニター、スピーカーを搭載でき、ストッパー付きのキャスターにより移動及び固定が可能であること。

(2) 各機器の電源用にOAタップを付属すること。

6 カメラ・マイク連動装置

詳細仕様は、以下を満たしていること。

項目	構造、性能等
会議マイクユニット	マイク本体の数は20以上とすること。 3ピンマイクが接続可能であること。 テーブルに設置できること。 有線接続で運用ができること。 会議マイクユニット本体にミュートボタンを有すること。 会議マイクユニット同士を接続するためのRJ45端子を有

	すること。
マイクコントロールユニット	最大100台までの会議マイクユニットの制御及び電源供給が可能なこと。 WEB画面より、ブラウザ経由で設定変更や会議中の発言管理が可能なこと。
コントロールキーパッド	映像伝送装置を使用時にカメラ・マイク連動装置の機能をコントロールするキーパッドを有すること。 有線接続で運用ができること。 機能のON/OFFの切替えをボタンを押下することで可能とすること。 ボタン1個当たり1機能の割当てとして、以下の機能を割当てること。 ①TV会議カメラ切替、②リモートカメラ切替、③追尾機能有効、④追尾機能無効、⑤割込み機能有効、⑥割込み機能無効 割当てた機能がキーパッド上において目視で確認できること。
映像切替器	入出力コネクタがHDMIであること。 制御用インターフェースRS-232C、LANを有すること。 解像度が1080p以上に対応していること。 CECスルー機能を有すること。
リモートカメラ	800万画素以上。 光学ズーム20倍以上可能であること。 水平画角が70度以上であること。 パン動作範囲は±175度以上であること。
収納ケース	装置1式を収納（分割収納可）し、可搬を可能とするケースを用意すること。 なお、用途に応じて可搬、設置、収納が容易となる収納ケース等とすること。
接続ケーブル	各機器を接続するケーブルを用意すること。 なお、会議マイクについては以下の長さのケーブルを用意すること。 会議マイクユニット間に使用するケーブルについては、2メートル以上であること。 マイクコントロールユニット間に使用するケーブルについては、10メートル以上であること。 コントロールキーパッド間に使用するケーブルについては、30メートル以上であること。

セキュリティ要件

1 主体認証

(1) 共通事項

ア 電源投入及び再起動時におけるOSへのログイン時は、識別コード及び主体認証情報の入力により、登録された利用者を認証できること。また、運用ソフトウェアへのログインは、識別コード及び主体認証情報により、個人認証で登録された利用者のみ行えること。

イ 主体認証は、原則として生体情報によりできること。ただし、設定により、パスワードによる認証で代替できること。

ウ 識別コード及び主体認証情報については、一元管理ができ、一元管理する機器が障害となっても運用ソフトウェアへのログインが可能な手段を準備することとし、承認を得ること。

エ システム管理者と利用者の権限を分割できること。また、利用者情報の登録、訂正及び削除ができること。

オ 一定時間操作のない状態が続くと再び認証を求める機能を有すること。また、当該機能の有無及び時間設定は、管理者権限でのみ変更できること。

なお、使用するOS等により、この機能を実現することが困難な場合は、事前に承認を得ること。

(2) パスワード認証

上記(1)イにおけるパスワードによる認証の方式は、以下のとおりとする。

ア ログイン時は、ユーザID及びパスワードの認証により行えること。

イ 警察庁が別途指定するパスワードによる要件の認証ができること。

ウ 利用者がパスワードの変更を実施できること。

エ 入力中のパスワードは、「*（アスタリスク）等」でマスク表示すること。

オ ア及びイの設定は、システム管理者のみが行えること。

カ イのパスワードについて、定期的に変更を求めること。

なお、変更を促す時期は、システム管理者が任意に変更できること。

キ 有効期限が切れたパスワードによるログインを停止できる機能を有すること。

また、有効期限が切れたパスワードによるログインを試みた場合、パスワードの有効期限切れを通知し、パスワードの変更を促す画面を表示できること。

なお、有効期限については、システム管理者が任意に変更できること。

ク 一定回数以上認証に失敗した場合に一定時間認証機能を停止する機能を有すること。

なお、回数についてはシステム管理者が任意に変更できること。

ケ 使用するOS等により、ア～クの機能を実現することが困難な場合の方法は、承認を得ること。

2 内蔵HDD暗号化

内蔵HDD内のOSを含むユーザ領域全体（ブート領域を除く。）を自動的に暗号化する

こと（OSの標準機能等により実現してもよいものとする。）。ただし、中央装置については、技術的に又は運用上暗号化が困難である場合は、この限りではない。

3 死活監視

全体のネットワーク構成を表示し、装置の監視ができること。また、全体のネットワーク構成については、追加及び削除ができること。

4 不正プログラム対策

本装置には、当該各機器上で動作するウイルス対策ソフトウェアが市場に存在しない場合を除き、次のとおりウイルス対策ソフトウェアを用いること。

なお、契約業者は本仕様書で調達するソフトウェア製品のうち、ガバメントライセンスが利用可能なものは、これを利用してよいものとする。

警察庁が利用可能なガバメントライセンスは、下記表のとおりである。ただし、使用する場合は、事前に警察庁と調整すること。

製品名	ライセンス名称
トレンドマイクロ	TRS for Government

- (1) メモリに常駐し不正プログラムをリアルタイムに監視する機能を有すること。
- (2) 本装置に保存された全てのファイルに対して、システム管理者が自動設定した時刻及び手動設定した任意の時刻で不正プログラムを検索できること。また、不正プログラムを検知した場合は駆除、隔離及び削除（以下「駆除等」という。）の処理ができること。
- (3) ファイルの入出力を監視し、不正プログラムを検知できること。また、不正プログラムを検知した場合は駆除等の処理ができること。
- (4) 本装置で利用できる外部記録媒体を用いて不正プログラム検索エンジン及び不正プログラム定義ファイルを更新できること。
- (5) システム管理者が設定したファイルを、不正プログラムの検索対象から除外できること。
- (6) 入札官報公示時における最新版であること。
- (7) ウイルス定義ファイルについては、オフラインの更新ができるものであり、方法については、承認を得ること。
- (8) 関係する機器内のウイルス定義ファイルの更新はコンソール等から行えること。

5 外部記録媒体の利用

(1) 入出力制限

外部記録媒体について、以下の機能を有すること。

なお、固有の情報を持たない外部記録媒体については、事前に承認を得た方法とすること。

ア あらかじめ許可された外部記録媒体以外の利用を制限できること。

イ あらかじめ許可された利用者以外による利用を制限できること。

ウ USB機器（USBメモリを含む。）について、ベンダID、プロダクトID、シリアルナ

- ンバ等の情報を用いることにより、個別に利用の可否を制御できること。
 - エ 光学ディスクドライブの利用の可否を制御できること。
 - オ 外部記録媒体の利用の制限は、管理者権限とは別の権限によりできること。
 - カ 使用するOS等により、ア～オの機能を実現することが困難な場合は、管理者権限により、外部記録媒体の利用の可否が制御できること。
- なお、制御の方法については事前に承認を得ること。

(2) 出力時の暗号化

- ア 外部記録媒体へ情報を書き込む際は、自動的に情報を暗号化できること。また、外部記録媒体から暗号化された情報を読み込む際に自動的に情報を復号できること。
- なお、暗号化に用いる暗号鍵の更新はシステム管理者のみが行えること。
- イ アの機能を用いない場合に備え、パスワードを用いて情報を暗号化し、外部記録媒体への書き込みができること。また、暗号化した情報は、パスワードを用いて情報を復号できること。

(3) 証跡収集

- ア 外部記録媒体に対するファイル操作について、以下の証跡を収集できること。
 - (ア) ファイル操作の年月日時分秒
 - (イ) ユーザID
 - (ウ) 情報の入出力の別
 - (エ) 入出力したファイルの名前（拡張子を含む。）及びサイズ
 - (オ) 平文又は暗号文の別
- イ 外部記録媒体の利用の許可について、以下の証跡を収集できること。
 - (ア) 利用を許可した年月日時分秒
 - (イ) 許可が終了する年月日時分
 - (ウ) 平文又は暗号文の別
 - (エ) 許可をしたユーザID
 - (オ) 許可を受けたユーザID
 - (カ) コメント
- ウ 端末認証の実施状況について、以下の証跡を収集できること。
 - (ア) 認証の試行日時（年月日時分秒）
 - (イ) 生体認証・パスワードによる代替認証の別
 - (ウ) 認証の試行に用いられたユーザID
 - (エ) 認証の成否
- エ ア～ウで収集した証跡を、ア及びウについては5年以上、イについては1年以上、内蔵HDDにテキスト形式で保存できること。
- オ エについて、システム管理者が保存期間の上限を設定できること。また、上限を超過した証跡は自動削除すること。

(4) 証跡検証

- ア 外部記録媒体の利用許可の証跡を指定した利用者が検証できること。
- イ 外部記録媒体に対する情報の入出力操作の証跡を、外部記録媒体の利用を許可した利用者が検証できること。
- ウ ア及びイの証跡の検証は管理者権限とは別の権限で行えること。

- (5) 使用するOS等により、上記(1)～(4)の機能を実現することが困難な場合の方法は、承認を得ること。

6 装置の証跡

(1) 中央装置の証跡

中央装置へアクセスした日時及びアクセスした者を特定できる情報を証跡として取得し、5年以上保管できること。

(2) 設定PCの証跡

ログイン・ログアウト、利用者のユーザID、印字出力及びファイル操作の記録を証跡として取得し、5年以上保管できること。

契 約 書 (売 買) (案)

警察庁 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、
次のとおり売買契約を締結する。

- 1 品 名 既設中央装置追加ライセンス 外4点
- 2 数 量 別紙内訳書のとおり
- 3 仕 様 別添仕様書のとおり
- 4 契 約 金 額 ¥ . - うち消費税額及び地方消費税額 ¥ . -
(売 買 代 金) 消費税額及び地方消費税額は、消費税法 (昭和63年法律第108号)
第28条第1項及び第29条並びに地方税法 (昭和25年法律第226号)
第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
- 5 単 価 (税 抜) 別紙内訳書のとおり
- 6 納入期限 (納 期) 別添仕様書のとおり
- 7 納入場所 (納 地) 別添仕様書のとおり
- 8 契 約 保 証 金 徴収免除

(目 的)

- 第1条 乙は、甲に対し、以下の各条項に従い、表記品名・数量・仕様の物品 (以下単に「物品」という。) を売り渡す。
- 2 契約金額及び単価は、表記のとおりとする。ただし、物品の価格若しくは構成要素が法令等により設定、改定若しくは廃止され、又は契約内容を変更した場合、甲乙協議の上、契約金額を変更することができる。

(契 約 保 証 金)

第2条 乙は、本契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記契約保証金を現金又は国債をもって、本契約締結の際、甲に納めなければならない。

(納 入)

- 第3条 乙は、表記納入期限までに、表記納入場所において物品を納入しなければならない。
- 2 納入は、納入場所への搬入、設置、付随的役務及び次条による検査の全てが実施され、甲が検査に合格した物品を受領することにより、完了するものとする。
 - 3 納入が完了したとき、乙は、甲宛に納品書を提出し、甲は、乙宛に受領書を交付する。ただし、納入場所が地方 (本庁以外の機関をいう。) の場合、乙は甲に対し、納入場所担当係官が確認した受領書を添付した甲宛ての出荷報告書を提出しなければならない。
 - 4 納入に係る一切の費用は、乙の負担とする。

(納 入 検 査)

- 第4条 乙は、物品を納入しようとする場合、希望検査日のレ日前までに、希望検査日時、場所、品名及び数量等必要事項を文書をもって甲に通知し、甲乙協議してこれらを取り決めた上、双方立会の上、甲が定める方法にしたがって検査を受けなければならない。
- 2 納入する物品は、全て甲の指示（見本、図面、仕様書等）のとおりであって、前項の検査に合格したものでなければならない。
- 3 第1項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

（所有権の移転）

第5条 物品の所有権は、甲又は地方納入場所担当係官が乙に受領書を交付したときをもって乙から甲に移転するものとする。

（危険負担）

第6条 物品の所有権の移転前に生じた物品の滅失、毀損その他の損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

（不合格品の引取り）

- 第7条 乙は、甲の施設を利用して第4条第1項の検査を受け、その結果不合格となった場合、甲が指定した期限内に当該不合格品を自らの費用負担で持ち去らなければならない。
- 2 甲は、乙が前項の履行を怠った場合、前項で指定した期限経過後いつでも当該不合格品を他の場所に移動し、又は第三者に保管を託すことができる。ただし、その費用は全て乙の負担とする。

（遅延賠償金）

- 第8条 乙は、甲の指定する納入期限内に物品を完納することができないと認められるときは、速やかに甲に対し遅延の事由及び完納見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。
- 2 甲は、前項の規定による書面の提出があったときは、審査の上、納入期限後に完納する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして納入期限の延長を認めることができる。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその事由を付して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。
- 3 前項に規定する遅延賠償金は、納入期限の翌日から完納日までの日数に応じ、契約履行未済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。以下同じ。）を乗じて計算した額とする。

（契約の解除及び違約金）

第9条 甲は、自己の都合により、物品が納入されるまでの間、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙に以下の事由が生じた場合
 - イ 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合
 - ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合
 - ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
 - (2) 甲が行う物品の検査又は納入に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
 - (3) 乙が第10条第1項に該当する場合
 - (4) 乙が第23条に規定する暴力団排除条項第1条又は第2条に該当する場合
 - (5) 前各号のほか、乙が民法（明治29年法律第89号）第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合
- 4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し、違約金として契約履行未済相当額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めるときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

（私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除）

第10条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを

甲に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第11条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び同法第7条の3第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の債権管理法施行令第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

第12条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し、第9条第4項、第11条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 乙は、第9条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が、乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

(契約金額の支払)

第13条 甲は、第5条の所有権の移転が行われた後、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内（以下「約定期間」という。）に、その対価を乙に支払うものとする。

2 甲は、納入期限が分割されている場合、特約をすることにより部分払いをすることができる。

3 甲は、第9条による契約解除の場合、既に受領済の物品があり、これが未納入の物品と分離して契約の目的の一部を達するものであるときは、受領済物品のその部分につき本契約書に掲げた単価によって、その対価を乙に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第14条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対して契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約保証金の還付)

第15条 甲は、第9条第1項の規定による契約解除の場合、本契約を甲乙合意の上、解除した場合又は契約履行済の場合、乙の領収書と引換えに契約保証金を乙に還付しなければならない。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第16条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節の規定に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意さ

せ、又は遵守させる義務を負う。

- (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減できる権利を保留すること。
 - (2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
 - (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（知的財産権の紛争解決）

第17条 乙は、物品に係る権利関係が、第三者の特許権、実用新案権その他の知的財産権に抵触しないことを保証し、万一その所有者との間で紛争が生じた場合には、直ちに甲に対して書面により通知するものとし、かつ、乙が自己の責任及び費用負担において当該紛争を解決するものとする。

（保証事項）

第18条 乙は、本契約に基づいて納入した物品に対し、その納入の日から起算して12箇月以内に故障を生じた場合は、無償で物品の取替え又は修理をするものとする。ただし、甲に故意又は重大な過失があった場合はこの限りではない。

（契約不適合責任）

- 第19条 甲は、物品の種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないものであるときは、乙にその旨を通知し、期間を定めて納入物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 甲は、前項の期間内に乙の追完がないときは、その不適合の程度に応じて、乙に代金の減額を請求することができる。
 - 3 甲は、前項にかかわらず、乙が民法第563条第2項の各号に該当する場合には、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 4 甲は、第2項及び第3項のほか、その不適合により発生した損害に対し、乙に賠償を請求することができる。
 - 5 乙が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない納入物を引き渡した場合において、甲がその不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求及び損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

6 乙が、第1項に基づく追完を行った場合、乙は、当該追完部分についても新たに本条に定める契約不適合責任を負う。

(秘密の保持)

第20条 甲及び乙は、互いに本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙は、情報セキュリティの確保について、「情報セキュリティの確保に関する特約条項」により履行するものとする。

3 甲は、乙の故意又は過失により秘密が漏えいしたため損害が生じた場合は、乙にその損害の賠償を請求することができる。

(管轄裁判所)

第21条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所のみとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第22条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、解決するものとする。

(暴力団排除)

第23条 暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

(特記事項)

第24条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
永山 貴大

乙

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

(損害賠償等)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は仕入先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力

から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は仕入先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

情報セキュリティの確保に関する特約条項

(目的)

第1条 乙は、本契約に係る業務（以下「本件業務」という。）の実施のために、甲から提供する情報その他本件業務の実施において知り得た情報（以下「保護すべき情報」という。）の機密性、完全性及び可用性を維持すること（以下、「情報セキュリティ」という。）に関して、この特約条項に定めるところにより、その万全を期さなければならない。

2 保護すべき情報の範囲は次の各号とする。

- 一 甲が秘密区分の指定をした秘密に属する文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）
- 二 甲が秘密区分の指定をした秘密に属する物件
- 三 一号又は二号に掲げるものを基に、乙が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、甲が指定したもの

(下請負の禁止)

第2条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に下請負させてはならない。ただし、やむを得ず下請負をさせるときは、その下請負先、契約内容等を記した書面を添え、甲の許可を得るものとする。

2 前項ただし書により乙が下請負をさせる場合、乙は乙と下請負者との間で締結する契約において、下請負者において本特約条項と同等の情報セキュリティの確保が行われるよう定めなければならない。

3 甲は、前項の契約について、情報セキュリティの確保が十分満たされていないと認められる場合、第1項の許可を与えないことができる。

4 第1項ただし書により乙が下請負させる場合の下請負者その他本契約の履行に係る作業に従事する乙以外の事業者（以下「下請負者等」という。）における情報セキュリティの確保について、乙は本特約条項に従い、必要な通知、申請、確認等を行うものとする。

(情報セキュリティ確保のための体制等の整備)

第3条 乙は、保護すべき情報に係る情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備しなければならない。

2 乙は、乙の代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティに係る責任者（以下「情報セキュリティ責任者」という。）とし、情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し甲に通知するものとする。

3 乙は、保護すべき情報に接する者（乙及び下請負者等における、派遣社員、契約社員、パート及びアルバイト等を含む。以下「取扱者」という。）から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴収するとともに、取扱者の名簿を作成し、同名簿を甲に通知しなければならない。

4 乙は、契約締結後速やかに、情報セキュリティ確保のため、取扱者に対し作業内容に応じた教育計画を作成し、甲の承認を得るものとする。

なお、乙が予め当該計画を有する場合には、これに代えることができる。

- 5 甲は乙に対し、第4項の教育計画の実施状況について、報告を求めることができる。

(守秘義務)

第4条 乙は、保護すべき情報を本契約の履行期間中のほか、履行後においても第三者に開示又は漏えいしてはならない。

- 2 取扱者は、在職中及び離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。
- 3 乙又は下請負者等がやむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、乙はあらかじめ、書面により甲に申請し許可を得なければならない。

(管理)

第5条 乙は、本契約に基づき、甲が乙に提供する情報（以下「業務情報」という。）及び甲が乙に貸与する仕様書その他の資料（以下「業務資料」という。）については、特に厳重な取扱いを行うものとし、その保管管理について一切の責任を負うものとする。

- 2 乙が甲の指定する場所において個別業務を行う場合に持ち込む物品、業務情報及び業務資料は適正に管理するものとする。また、甲の承諾なくしては、その場所から物品、業務情報及び業務資料を持ち出してはならない。
- 3 乙は、第1項及び第2項の業務情報及び業務資料の管理について、甲の承認を得るものとする。
- 4 乙は、業務情報及び業務資料について、本契約の履行その他甲の指定した目的以外に使用してはならない。
- 5 乙は、業務情報について、本契約が終了したとき、又は甲から廃棄を求められたときは、これを直ちに甲が認める方法により廃棄するものとする。
- 6 乙は、業務情報及び業務資料を、甲の承諾なくしては、方法の如何にかかわらず複製・複写してはならない。
- 7 乙は、業務資料について、本契約が終了したとき、又は甲から返還を求められたときは、これを直ちに甲に返還するものとする。
- 8 乙が作成（複製及び写真撮影を含む。）した文書、図面、図書等（電磁的記録を含む。）又は物件のうち、乙から甲に所有権が移転したものは全て甲の認める方法により廃棄しなければならない。

(脆弱性対策等の実施)

第6条 乙は、本件業務を実施するにあたり、情報システムを使用する場合について、当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講ずるものとする。

- 2 前項の場合に、乙は、情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウイルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に係る情報を収集し、これに対処するための必要な措置を講ずるものとする。

(情報セキュリティの対策の履行状況の確認)

第7条 乙は、契約締結後速やかに、本特約条項が定める項目を含む情報セキュリティ対策の履行状況（以下「情報セキュリティ対策履行状況」という。）を確認するとともに、確認結果について甲に報告するものとする。

- 2 乙は、契約締結後、少なくとも1年に1回、情報セキュリティ対策履行状況を確認するとともに、確認結果について甲に報告するものとする。
- 3 前各項の確認については、別記様式「情報セキュリティ対策履行状況確認書」によるものとする。ただし、別記様式の様式により難しい場合は、この限りではない。
- 4 乙は、下請負者等における情報セキュリティ対策履行状況について、前各項に準じた確認の結果を甲に対して報告するものとする。
- 5 乙は、甲に報告した確認結果について、甲の承認を得るものとする。

(情報セキュリティ侵害事案等事故)

第8条 情報セキュリティ侵害事案等事故（以下「事故」という。）とは次の各号のことをいう。

- 一 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、外部への漏えい又は目的外利用が行われた場合
- 二 保護すべき情報のほか、契約に係る情報について、認められていないアクセスが行われた場合
- 三 保護すべき情報を取り扱い又は取り扱ったことのある電子計算機又は外部記録媒体にコンピューター・ウイルスの感染が認められた場合
- 四 一号から三号までに掲げるもののほか、甲又は乙の保護すべき情報のほか契約に係る情報の侵害、紛失、破壊等の事故が発生し、又はそれらの疑い若しくはおそれがある場合

(情報セキュリティ侵害事案等事故に関する乙の責任)

第9条 乙は、乙の従業員又は下請負者等の故意又は過失により前条に規定する事故があったときでも、契約上の責任を免れることはできない。

(情報セキュリティ侵害事案等事故発生時の措置)

第10条 乙は、本契約の履行に際し、第8条に規定する事故があったときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかにその詳細を甲に報告しなければならない。

- 2 甲は、第8条に規定する事故が発生した場合、必要に応じ乙に対し調査を実施することとし、乙は甲が行う当該調査について、全面的に協力しなければならない。
- 3 第8条に規定する事故が下請負者等において発生した場合、乙は甲が当該下請負者等に対して前項の調査を実施できるよう、必要な協力を行うものとする。
- 4 乙は、第8条に規定する事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な業務資料等を契約終了時まで保存し、甲の求めに応じて甲に提出するものとする。
- 5 第8条に規定する事故が乙の責めに帰すべき事由による場合、当該措置に必要な経費については乙の負担とする。

6 前項の規定は、甲の損害賠償請求権を制限するものではない。

(情報セキュリティ監査)

第11条 甲は必要に応じ、乙に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うものとし、監査の実施のために、甲の指名する職員を乙の事業所その他関係先に派遣することができる。この場合、乙は、監査を受け入れる部門、場所、時期、条件等を記載した、「情報セキュリティ監査対応計画書」を事前に甲に提出することとする。

2 甲は、情報セキュリティ対策に関し特段の必要が生じた場合、緊急に監査を実施することができる。

3 乙は、甲が情報セキュリティ対策に関する監査を実施する場合、甲の求めに応じ、必要な協力（甲の指名する職員による取扱施設への立ち入り及び関係書類の閲覧等）をしなければならない。

4 甲が下請負者等に対して情報セキュリティ対策に関する監査を行うことを求める場合、乙は当該監査の実施のために必要な協力を行うこととする。

5 乙は、自ら情報セキュリティ対策に関する監査を行った場合は、その結果を甲に報告することとする。

6 甲は、監査の結果、情報セキュリティ対策が十分満たされていないと認められる場合は、その是正のための必要な措置を講ずるよう乙に求めることができる。

7 乙は、前項の規定により、甲から求めがあったときは、速やかにその是正措置を講じなければならない。

(契約の解除)

第12条 甲は、第8条に規定する事故が、乙の責めに帰すべき事由により発生した場合において、本契約の目的を達することができなくなった場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項の場合において、主たる契約条項の契約の解除に関する規定を準用する。

情報セキュリティ対策履行状況確認書

1 確認対象者

- (1) 事業者名：
 (2) 対象部門等名：
 (3) 契約開始年月日：
 (4) 前回確認実施年月日：

【留意事項】

確認対象者が下請負者等の場合は、(1) 欄に事業者名を記載し、その末尾に「(下請負者等)」と記載すること。
 この場合、(3) 欄には、下請負契約等の開始年月日を記載すること。

2 確認事項

番号	確認事項	実施/未実施	実施状況(詳細)又は未実施の理由
1	2. 1 本契約の全部又は一部を第三者に下請負させていない。		
2	2. 1 (1が未実施の場合) やむを得ず下請負をさせるときは、その下請負先、契約内容等を記した書面を添え、甲の許可を得ている。		
3	3. 2 代表者又は代表者から代理権限を与えられた者を情報セキュリティ責任者としている。		
4	3. 2 情報セキュリティ責任者の下に、保護すべき情報の管理に係る管理責任者を指定し、甲に通知している。		
5	3. 3 取扱者から情報セキュリティの確保に関する誓約書を徴収している。		
6	3. 3 取扱者の名簿を作成し、甲に通知している。		
7	3. 4 教育計画を作成し、甲の承認を得ている。		
8	3. 1 その他、情報セキュリティを確保するために必要な体制を整備している。	※	※
9	4. 1 保護すべき情報を第三者に開示又は漏えいしていないことを確認している。		
10	4. 2 取扱者が、在職中又は離職後においても、保護すべき情報を第三者に開示または漏えいしないよう、措置を講じている。		
11	4. 3 (1及び2が未実施の場合) やむを得ず保護すべき情報を第三者に開示しようとする場合には、あらかじめ、書面により甲に申請し許可を得ている。	※	※
12	5. 1 業務情報及び業務資料について、特に厳重な取扱いを行っている。		
13	5. 2 (甲の指定する場所において個別業務を行う場合) 持ち込む物品、業務情報及び業務資料を適正に管理している。	※	※
14	5. 2	※	※

	(甲の指定する場所において個別業務を行う場合) 甲の承諾なくして、その場所から物品、業務情報及び業務資料を持ち出していないか確認している。		
15	5.3 業務情報及び業務資料の管理について、甲の承認を得ている。		
16	5.4 業務情報及び業務資料について、甲の指定した目的以外に使用しないよう、措置を講じている。		
17	5.5 業務情報について、甲から廃棄を求められたとき、直ちに甲が認める方法により廃棄している。	※	※
18	5.6 業務情報及び業務資料を、甲の承諾なくして、複製・複写していないか確認している。		
19	5.7 甲から返還を求められた資料を、甲に直ちに返還している。	※	※
20	6.1 (情報システムを使用する場合) 当該情報システムのアクセス権の付与を業務上必要な者に限るとともに、保護すべき情報へのアクセスを記録する措置を講じている。	※	※
21	6.2 (情報システムを使用する場合) 情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウイルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に係る情報を収集している。	※	※
22	6.2 (情報システムを使用する場合) 情報システムに対する不正アクセス、コンピューター・ウイルス、不正プログラム感染等情報システムの脆弱性に対処するための必要な措置を講じている。	※	※
23	7.1 (情報セキュリティ対策の履行状況の確認が2回目以降の場合) 前回の確認及び甲に対する報告から、1年以上を経過していない。	※	※
24	7.5 報告した確認結果について、甲の承認を得ている。		
25	10.1 (情報セキュリティ侵害事案等事故が発生した場合) 事故発生時に適切な措置を講じるとともに、速やかに甲に報告を行った。	※	※
26	10.4 (情報セキュリティ侵害事案等事故が発生した場合) 事故の損害・影響等の程度を把握するため、必要な業務資料を保存している。	※	※

確認年月日：

確認者（事業者名、所属、役職、氏名）：

印

【留意事項】

※欄については、該当がある場合に記載する。

